

# 出産・育児・介護と教育研究の両立支援

## 相談窓口の設置

育児・介護に携わる方、これから携わることになった方  
携わる方の上長、一緒に働く方  
を対象とした相談窓口を設置しています。

## 休暇前・復帰後支援

育児・介護に携わる方とその上長による面談をサポートし、チ  
ームとして能力を発揮できる職場づくりのためのプランシートや  
男性の育児休暇取得をサポートするコンテンツ等を  
ご用意しています。

このほか、短時間勤務制度利用者研修会を実施し、新入  
職員研修においては多様な働き方を学ぶプログラムを実施し  
ています（専任教職員対象）。

## EAP サービスにて外部カウンセラー による相談体制を整備

（※専任教職員のみ）

仕事上やプライベートの悩みなどについてプロフェッショナルのカ  
ウンセラーがサポートします。

教職員の妊娠・出産・育児・介護と  
教育研究活動の両立を  
サポートするための各種取組



人事課育児・介護サポートチーム  
jinji-soudan-grp@g.chuo-  
u.ac.jp



中央大学人事部人事課  
042-674-2253

教職員向けの制度詳細の  
ご案内については人事課  
HP に掲載しています。

妊娠・出産・育児及び介護と教育研究  
活動の両立をサポートするための就業規  
則等による各種制度については次頁をご  
確認ください。

## 妊娠～出産、育児全般と教育研究活動の両立を支援する制度

### 就業規則等に基づく育児に関連する制度

	名称	取得可能性 性別	制度概要 (詳細は、各規則を参照)
妊娠～ 出産	妊娠中の遅刻及び早退	女性	通勤交通機関の混雑が、母体の健康維持に重大な支障を与える程度であると認められたときは、就業時刻の始めと終わり各々30分を限度に必要な時間を申請できます。
	妊娠中の通院休暇	女性	健診のため本人が予め通院日を指定して通院するときは、通院のための休暇を申請できます。妊娠期間により通院回数に制限があります。
	産前産後の休暇	女性	産前休暇：40週0日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から取得できます。 産後休暇：出産日の翌日から8週間は労働できません。但し、産後6週間が経過し、本人が請求した場合、医師が支障がないと認めた業務に就くことは可能です。
出産後	慶弔休暇（妻の出産）	男性	妻の分娩後2週間以内において7日間取得することができます。
	出生時育児休暇	主に男性	子が出生した日から8週間を経過する日の翌日までの間で、通算して4週間を上限として希望者が申し出た初日から末日までの期間に取得することができます。出生時育児休暇の申し出は、原則として一人の子について2回とし、各々の休暇の期間は、連続した一つの期間でなければなりません。なお、2回に分割して取得する場合も、申し出は1回にまとめる必要があります。
	育児休暇	男女	子が出生した日から1歳に達する日（誕生日の前日）までの間で、希望者が申し出た初日から末日までの期間に取得することができます。保育所の入所申込が不承諾となる場合などは、2歳の誕生日以後最初の4月末日までの間で延長が可能です。なお休暇の申し出は、原則として一人の子について2回とし、各々の休暇の期間は、連続した一つの期間でなければなりません。 〔取得期間の特例〕 ①父母ともに育児休暇を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年間取得可能。
	出産後の通院時間	女性	出産後1年以内である場合、医師または助産師から保健指導または健診を受けることを指示されたとき、通院のための時間を申請することができます。
	育児時間 勤務時間の短縮 （所定労働時間を超えて勤務をさせない）	男女	子が生後満1歳に達しない期間のうち育児休暇を取得しない期間について、1日につき午前と午後各々30分または午前か午後1時間育児時間を申請することができます。養育する子が3歳に満たない期間のうち、育児休暇を取得しない期間について、超過勤務を命じないよう事前に申し出ることができます。
職場復帰後	時間外及び休日勤務の制限	男女	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、制限時間（1ヶ月24時間、1年150時間）を超えて就業させない、また、深夜勤務をさせない（業務の正常な運営を妨げる場合を除く）ことを請求することができる。
	子の看護のための休暇	男女	子が7歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3/31までを対象とする。 1時間、1日または半日（2回で1日換算）を単位とし、毎年度5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）を限度とする。
	育児短時間勤務制度	男女	小学校3年生修了までの子を養育する教職員は、月～金曜日（中高教諭は月～土）において、1時間単位で、1日1～3時間の勤務時間の短縮ができます。但し、養育する子が小学校2年生の場合上限2時間まで、3年生の場合上限1時間まで。

### 育児に関する福利厚生制度（所管：人事部福祉課）

家政人（ハウス・キーパー）の費用補助制度	男女	家事担当者（本人である場合を含む）の出産（異常分娩を想定）により家事に支障をきたす場合。 ハウス・キーパーの雇用期間が通算3日を超えた場合、超えた日数に対して利用料金の70%（8,000円/日を上限）を、年度60日を限度として補助。
育児支援サービス利用補助制度	男女	各団体の受入れ上限年齢までを対象とする ファミリー・サポート・センター、保育グループ、全国保育サービス協会の加盟会社、シルバー人材センター、その他保育等施設（取扱基準参照）に支払った金額のうち、食事代等を除く費用の半額を補助。 入会金・年会費も補助対象とし、その半額を補助。 職務遂行のために利用する臨時の保育・送迎等に限る。 年度毎に32万円上限として補助。
託児室（多摩で実施）	男女	生後57日～小学校就学前の子を対象とする。 大学指定日（休祝日の授業実施日及び業務日等）に開設する託児室での一時預かり。

## 介護と教育研究活動の両立を支援する制度

### 就業規則等に基づく介護に関連する制度

名称	制度概要
介護休暇（長期）	要介護親族一人につき、通算365日の範囲内で教職員が申し出た日を休暇として付与する。
介護短時間勤務	勤務時間の短縮は始業時から又は終業時前に、一日30分から3時間までの30分の単位とする。 勤務時間の短縮ができる期間は、要介護親族1人につき、介護短時間勤務開始日から3年を上限とする。
短期介護休暇	毎年度5日（要介護親族が2人以上の場合は毎年度10日を限度）とする。
時間外及び休日勤務の制限	要介護状態にある親族を介護する職員から請求があった場合、制限時間（一月月について二十四時間、一年について百五十時間）を超えて就業させない。また、深夜勤務をさせない（業務の正常な運営を妨げる場合を除く）。

※二分の一の期間を退職手当計算における勤続年数に参入する。

### 介護に関する福利厚生制度（所管：人事部福祉課）

介護費用補助制度	専任教職員および教室・研究室事務室員の扶養する家族が介護を受けた場合、在宅介護・施設介護費用について補助を行う。 ○在宅介護 ・要介護認定者 介護保険自己負担額を除く実費の範囲内で、年度32万円まで。 ・要介護状態の者 実費の範囲内で1時間につき400円。年度800時間まで。 ○施設介護 ・介護保険自己負担額を除く実費の範囲内で、1日につき1,600円。年度200日まで。
----------	--